

◎地域再生法の一部を改正する法律

(平成一九年三月三十一日法律第一五号)

一、提案理由 (平成一九年三月九日・衆議院内閣委員会)

○渡辺国務大臣 このたび、政府から提出いたしました地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の二法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

初めに、地域再生法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的・自立的な取り組みを国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の活力を再生しようとするものであります。地域再生法の施行後二年にわたり、八百十件の地域再生計画が認定され、全国各地で創意工夫にあふれるさまざまな取り組みが行われてまいりました。

今般、地域再生計画の作成及び実施に当たり、広く関係者の意見を集約するため、所要の措置を講ずるとともに、再チャレンジする人を支援する地域の民間会社等の取り組みを促進する税制上の措置を講ずることにより、地域のさまざまな関係者が連携し地域全体で再チャレンジ可能な社会の実現に取り組むことを通じ、地域再生をさらに推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の概要を申し上げますと、

第一に、地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、高年齢者の定年を引き上げ、積極的に雇用する事業等を実施する企業であって当該地方公共団体が指定したものに対し、法人が寄附をした場合において、報告書等に基づき地方公共団体が寄附の公益性を確認したときは、課税の特例の適用があるものといたしております。

第二に、地方公共団体が地域再生計画を作成し、地域再生法に基づく内閣総理大臣の認定を受けた場合において、当該計画に記載された、若者の採用機会の拡大等に取り組む企業等に対して助成を行う事業を実施する公益法人であって当該地方公共団体が指定したものに対し、個人または法人が寄附または贈与をしたときは、課税の特例の適用があるものといたしております。

第三に、地方公共団体は、作成しようとする地域再生計画並びに認定地域再生計画及びその実施に関し必要な事項その他地域再生の総合的かつ効果的な推進に関し必要な事項について協議するため、地域再生協議会を組織することができるものといたしております。

…………… (略) ……………

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

二、衆議院内閣委員長報告（平成一九年三月一六日）

○河本三郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、両法律案の概要について申し上げます。

地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生をさらに推進するため、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は、

第一に、本法律案に基づく認定地域再生計画に記載された、高齢者の定年を引き上げ、積極的に雇用する事業等を実施する指定企業に対し、法人が寄附をした場合、地方公共団体が公益性を確認したときは、課税の特例の適用があるものとしております。

第二に、本法律案に基づく認定地域再生計画に記載された、若者の採用機会の拡大等に取り組む企業等に対して助成を行う事業を実施する指定公益法人に対し、個人または法人が寄附または贈与をしたときは、課税の特例の適用があるものとしております。

第三に、地方公共団体は、地域再生計画等の作成及び実施に関し必要な事項等について協議するため、地域再生協議会を組織できることとしております。

……………（略）……………

両案は、去る三月九日本委員会に付託され、同日渡辺国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、本日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、両案は賛成多数をもっていずれも原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

三、参議院内閣委員長報告（平成一九年三月二八日）

○藤原正司君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地域再生法の一部を改正する法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地方公共団体が地域再生協議会を設置することができるようにするとともに、特定地域雇用会社及び特定地域雇用等促進法人に対する寄附に係る課税の特例措置を追加しようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、二法律案を一括して議題とし、地域再生計画の認定状況と現状評価、地域再生協議会設置の趣旨、再チャレンジ支援寄附金税制の対象の明確化、規制の特例措置の増加に向けた担当大臣の権限強化、株式会社立大学における事業実施の問題点、三歳未満児の幼稚園受入れにおける基準作成の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

昨日、質疑を終わり、順次採決を行った結果、地域再生法の一部を改正する法律案は多数をもって、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案は全会一致をもって、いず

れも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。